

### 3.3 包括的保障措置協定(INFCIRC/153型保障措置協定)

#### 3.3.1 概要

- ・NPT 第3条1項の規定に基づき、NPT 締約国である非核兵器国に IAEA と締結を義務づけている、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定

NPT 第3条1項：条約の締約国は、IAEA の保障措置ないし類似の国際的保障措置を、あらゆる平和的原子力活動に適用することを促進するよう協力することを約束する

- ・INFCIRC/66/Rev.2 を基にした INFCIRC/153 (Corrected)<sup>[4]</sup> をモデル協定とし、当該国と IAEA との間で保障措置協定を締結し保障措置を適用
  - ・「NPT に基づく保障措置協定」「フルスコープ保障措置協定」「包括的保障措置協定」「INFCIRC/153型保障措置協定(INFCIRC/153-type agreement)」とも呼ばれる
  - ・IAEA 加盟各国に対するモデル協定としての性格から、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語の6ヶ国語で準備、IAEA の INFCIRC の文書集を収録したホームページ<sup>[5]</sup>で参照可能
- "Corrected"は、文書の2頁目に"In this reprint, corrections have been made in footnote 2 and in paragraphs 14(b), 32(h), 43(a) to (d), 49(a) and (b), and 58(c)and(d)."とあるように条文等を訂正したもので、単に INFCIRC/153 と称する文書は上記 INFCIRC の文書集には非掲載
- ・包括的保障措置協定が定められるまで一般的に実施されていた INFCIRC/66 型保障措置の短所を是正

#### INFCIRC/66型の短所：

- 保障措置手続きの原則及び大まかな技術的枠組みのみを規定し、これを基にして IAEA が当該国と交渉して保障措置協定を定めていたため、交渉如何で条件が国毎にまちまちとなり加盟国に平等な保障措置の適用が担保できない
- 保障措置の適用範囲は、IAEA との計画協定や二国間協定のもとで供給された特定の核物質及び施設のみであったため、核不拡散の観点からは大きな弱点

3.3.2 経緯<sup>【6,7】</sup>

1970/3/5 NPT 発効

1970/4 IAEA 理事会において保障措置委員会の設置を決定

NPTに基づく保障措置実施のための保障措置協定を審議

1970/6~ 本保障措置委員会を開催（ウィーン、約 50ヶ国が参加、10ヶ月に渡り 5つの会期に分かれておよそ 80回）

1970/7 理事会に第 1 回報告書を提出（保障措置協定第 1 部 原則的事項）、承認

1971/2 理事会に第 2 回報告書を提出（第 2 部 具体的な実施手続の規定）、承認

1971/4 理事会に第 3 回報告書を提出（財政問題等）、承認

上記の報告書の内容は、IAEA 事務局が、NPT 第 3 条に基づいて同条約締約国との間に保障措置協定締結交渉を行う際にその基礎として使用されることになった。

各会期における審議の概要は次のとおり

[1] 1970 年 6~7 月会期

本会期に先立って、事務局から保障措置協定に関し各国が提出した見解、及び IAEA 事務局長が提出した事務局案を配布。審議は冒頭に 34ヶ国の代表による一般演説が行われ、次いで IAEA 事務局案を基礎として検討を開始

[2] 1970 年 10~11 月会期

保障措置協定第 2 部の各項中、序、目的、国の核物質管理制度、保障措置の終了及び免除、細目取極、設計情報、記録制度、報告制度、並びに核物質の国際間移動等について検討

- 事務局案は、IAEA の現行保障措置制度を大幅に引用、6~7 月の会期で合意された第 1 部に規定されている国の核物質管理制度には触れていなかったが、日本、ドイツ、英国、カナダの共同提案により現行制度の引用をやめ、保障措置の目的を明確化、国の核物質管理制度に関する要件を明記する項目を新たに追加
- 設計情報について、事務局案にあった提出すべき情報のうち「核物質防護、及び放射線防護に関する規定等に関する情報は IAEA による保障措置上の審査の対象ではない」とする主張が大勢を占め、核物質防護の項は削除、放射線防護に関する規定については補足的情報として提出するのみで審査の対象とはされないことに
- 報告制度に関しては、事務局案にあった運転報告に関する条項は核物質を追跡すればよいとの観点から削除、代わりに計量報告の補助的な手段として簡単な運転状況に関する報告を添付。特別報告は日本の修正提案により、施設における単なる事故は報告の必要がなく、核物質の損失を伴った事故時に関してのみ報告されることに
- 核物質の国際間移動に関しては、英国、フランス、カナダ、及びスウェーデンの修正提案をもとに検討、国際間輸送中は輸出入両当事国が保障措置上の責任を負い、第 3 国には責任を負わさないこと、一定量以上の核物質を輸入する際に当事国は事前に IAEA に通報、必要があれば IAEA は封印等を行うことを採択。事務局案にあった輸送中の Physical Security については当事国の所管事項であり IAEA は関与しないことを確認

[3] 1970 年 12 月会期

・主として第 2 部の査察条項を審議、査察の目的、機能等を明確化

・査察は通常査察と特別査察という階段方式をとり、通常査察では査察員は予め合意した特定の箇所しか立入れないが、通常査察の結果、IAEA が不十分と判断した場合に、被査察国と協議の上で特別査察を実施

査察員はこの段階で初めて特定の箇所以外の場所にも立入ることができることとなった

- ・査察の頻度は、IAEA が行い得る査察業務量の年間の最大値を定め、IAEA はその範囲内で査察を行える。実際の査察業務量は、最大査察業務量の範囲内で次の 5 つの基準を考慮して決定

- 国の核物質管理制度の有効性
- 原子力施設の種類と数
- 施設における核物質の形状
- 國際的相互依存性
- 任意抽出法等の統計的手法の利用

#### [4] 1971 年 1~2 月会期

査察員の指名、査察の通告、用語の定義等、及び財政問題を検討。事務局案では、IAEA は当該国に査察員を常駐させる権利を認めさせることになっていたが、審議の結果この条項全体を削除

#### [5] 1971 年 3 月会期

- ・財政問題を再度審議し、発展途上国の保障措置費用負担を軽減する分担方式を採択
- ・IAEA 保障措置委員会における審議を経て、NPT 第 3 条に基づいて締結される保障措置協定のモデルができあがり、1971/4 の理事会で承認

モデル協定では、国内計量管理制度の有効な利用が定められ、査察は必要最小限のものとすることとし、従来の査察方式に比べ簡素化、合理化が図られた

- ・1970/9 始め(NPT 発効から 180 日後)、NPT 第 3 条 4 項の規定により締約国である非核兵器国と IAEA 間の協定交渉を開始

保障措置委員会において保障措置協定の検討中のため、交渉は実質的に進展せず

- ・1971/3、保障措置委員会が終了

#### [6] その後

- ・保障措置協定のモデルの完成を受けて、IAEA 事務局と関係各国は本格的な協定交渉の段階に入る  
　　フィンランド、オーストラリア、ウルグアイ、カナダ、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、チェコスロvakia、イラクの 9ヶ国が理事会承認から 1 年以内に IAEA との交渉を終了
- ・1972、オーストリア、カナダ、デンマーク等 23 ヶ国との協定が発効。33 ヶ国、及び EURATOM が IAEA との間に協定締結交渉を終了
- ・我が国は、INFCIRC/153 (Corrected)を雛型とした保障措置協定 INFCIRC/255 を IAEA と締結、1977/12/2 発効

### 3.3.3 内容

- ・締約国の領域内にある核物質が、平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため、または不明な目的のために転用されることを適時に探知すること、及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を抑止することを目的とする
- ・核物質の計量を基本的に重要な保障措置の手段とし、封じ込め・監視を補助的手段とする
- ・包括的保障措置協定のモデル INFCIRC/153 (Corrected)の構成は以下のとおり

#### 第一部 基本的拘束(第1条)

- 保障措置の適用(第2条)
- IAEAとの協力(第3条)
- 保障措置の実施(第4条-第7条)
- IAEAに対する情報の提供(第8条)
- IAEAの査察員(第9条)
- 特権及び免除(第10条)
- 核物質の消耗または希釈(第11条)
- 核物質の国外への移転(第12条)
- 非原子力活動に使用される核物質(第13条)
- 非原子力活動に使用される核物質への保障措置の適用除外(第14条)
- 財政(第15条)
- 原子力損害に関する第三者損害賠償責任(第16条)
- 国際的な責任(第17条)
- 不転用の確認に関する措置(第18条、第19条)
- この協定の解釈及び適用ならびに紛争の解決(第20条-第22条)
- 最終節(第23条、第24条)
- 効力発生及び有効期間(第25条、第26条)

#### 第二部 序(第27条)

- 保障措置の目的(第28条-第30条)
- 国内措置(第31条、第32条)
- 保障措置の開始点(第33条、34条)
- 保障措置の終了(第35条)
- 保障措置の免除(第36条-第38条)
- 補助取極(第39条、第40条)
- 在庫目録(第41条)
- 設計情報(第42条-第45条)
- 設計情報検討の目的(第46条)
- 設計情報の再検討(第47条)
- 設計情報の検認(第48条)
- 施設外にある核物質に関する情報(第49条、第50条)
- 記録の制度(第51条-第58条)
- 報告の制度(第59条-第69条)
- 査察(第70条-第89条)
- IAEAの検認活動に関する通報(第90条)
- 国際的な移転(第91条-第97条)
- 定義(第98条-第116条)

各条文の詳細は、このモデルを基に日・IAEA 保障措置協定(INFCIRC/255)は作成され、その全文は、<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/archive/infcirc255/infcirc255.html> を参照

### 3.3.4 協定締結国

- ・2024年6月現在、包括的保障措置協定締結国(In force)は190ヶ国(その他、自発的提供保障措置協定締約国:5か国、対象物特定保障措置協定締約国:3か国)<sup>[8]</sup>である。その他の内訳は以下の通り

注)最新の締結国の詳細は、「STATUS LIST Conclusion of Safeguards Agreements,

Additional Protocols and Small Quantities Protocols(URL:

<https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>)」を参照

- 1) 署名したが未締結(Signed)

ギニア、東ティモール

- 2) IAEA理事会で承認済み(Approved)であるが、未署名

赤道ギニア

- 3) IAEA理事会に未付託

ソマリア